

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令案要綱

第一 法第二条第三項の独立行政法人等

一 法の法人のうち、独立行政法人として、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金等を定めること。
(第一号関係)

二 法の法人のうち、特殊法人として、日本私立学校振興・共催事業団、沖縄振興開発金融公庫等を定めること。
(第二号から第六号関係)

第二 附則

一 この政令は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の施行の日（平成十九年十一月二十二日）から施行するものとする。
(附則第一条関係)

二 国立大学法人、日本司法支援センター等について、独立行政法人とみなして法の規定を適用するため
の改正等を行うこと。
(附則第二条から第三条関係)